

## 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

住所 春日井市鳥居松町5-44  
 氏名 春日井工業株式会社  
 届出者 法人にあっては代表者氏名 代表取締役 春日井太郎

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	春日井工業株式会社	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	春日井市鳥居松町5-44	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	66 電気めっき施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり。	※備考	
使用廃止の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日		
使用廃止の理由	施設更新に伴い 既設の施設を撤去するため		

工場全体の配置図を添付し、廃止となった特定施設の設置場所を図示するとともに、当該廃止施設の設置（使用）届出年月日など当該施設を特定できる事項を記入。

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設の使用を廃止することにより、当該工場又は事業場の排出水量が減少する等の変更が伴う場合には、変更（特定施設を廃止）する60日前までに特定施設変更届の提出が必要。